

令和6年度長崎県狩猟者登録事務取扱要領（令和7年1月から適用）  
※住所地が長崎県内の方

- 1 狩猟者登録申請は、免許の種類ごとに狩猟者登録申請書（様式第28号）により行うものとする。  
※長崎県収入証紙の廃止に伴い、様式を改正しているため必ず新様式を使用すること。
- 2 狩猟者登録の申請者が申請書記載に該当する免状を取得しているか否かの確認は狩猟者台帳によって行うため、狩猟免状の添付は不要。
- 3 受付期間は、令和6年10月1日から令和7年2月28日まで（郵送申請の場合令和7年2月28日到着分まで）とし、令和6年10月25日までに申請書が提出された者については、初猟日前日までに登録証を交付する。
- 4 狩猟者登録申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 写真2枚（うち1枚は申請書に貼付）  
…申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのサイズで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載する。
  - (2) 当該年度の猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書又は、損害保険会社の証明書  
…共済事業、保険共に加入していない者については、資産（例：万が一の場合に対応する損害賠償3千万円以上ができるもの 預貯金、不動産など）に関する証明書
  - (3) 都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者に係る狩猟税の軽減対象者である場合は、市町長のその旨の証明書（様式第43号の2）  
…5. 狩猟税及び狩猟者登録手数料の区分欄（別表1）参照。いずれの場合も網猟免許、わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者登録申請者に限る。  
※本県所定の様式で提出する。
  - (4) 下記減免対象者にあつては、次の書類を上記(1)から(3)のほかに添付すること。
    - 対象鳥獣捕獲員：免除  
○鳥獣被害防止特措法第9条第6項で規定する対象鳥獣捕獲員（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）が狩猟者登録の申請書を提出する場合にあつては、対象鳥獣捕獲員を指名し、又は任命した市町長が、狩猟者登録を受けようとする者が対象鳥獣捕獲員であることを証する書面
    - 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者：免除
      - ①認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し  
…捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第19条の9第1項）の写し。
      - ②認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書  
…鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作成する。
      - ③申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象鳥獣等による鳥獣捕獲等事業に限る）を実施受託したことを証する書類  
…当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前1年以内に、長崎県の区域内において実施されたものであつて、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可をうけたとみなされた者に限る。
      - ④上記③の事業に従事した際の従事者証の写し  
…従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。
    - 狩猟者登録を申請する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者：半額免除

\*許可の目的が鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等であり、許可の区域が長崎県内に含まれる場合に限る)

○鳥獣保護管理法第9条に基づく許可証又は従事者証の写し(別添1)

…許可証の写しの場合、報告欄の「備考」に捕獲等をした日が記載されているものに限る。  
従事者証の写しの場合、様式「従事者証とともに提出を要する捕獲等の結果を示す書面」(別添2)を添付すること。

#### (5) 郵送料に相当する郵便切手及び返送用封筒

…狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣保護区等位置図の郵送を希望する場合。

レターパックライト(返送先住所、氏名等記載済み)を申請書に添付すること。

なお、2件以上をとりまとめて申請する場合は、その容量に応じた送付方法に適切な方法とする。

1件あたりの重量は約220g。

### 5 狩猟税及び手数料

…金額は別表1のとおり

狩猟税は狩猟者登録申請書(様式第28号)に必要事項を記載し、添付書類を揃えて県の振興局税務部(税務課)に持参し、納めること。

申請手数料の納付方法は、手数料納付書を利用した金融機関等での現金納付、または長崎県収入証紙の貼付のいずれかとする。

なお、長崎県収入証紙は令和6年12月末で販売終了(令和7年3月末まで使用可)。

・手数料納付書の配布方法、納付の方法等については別添3のとおり。

・販売終了前に購入した長崎県収入証紙を使用する場合には、申請書別葉の納付済証貼付欄に長崎県収入証紙の手数料相当額分の証紙を貼付。

### 6 登録事項の変更についての注意点

…登録事項の変更を行う場合、以下に注意すること。

#### ①第1種銃猟登録者が、空気銃使用を追加する場合

…届出による。届出書の様式は、住所等変更届出書と同じ。(様式第30号)

※長崎県収入証紙の廃止に伴い、様式を改正しているため必ず新様式を使用すること。

#### ②第2種銃猟登録者が、装薬銃(ライフル銃・散弾銃)使用を追加する場合

…新たに第1種銃猟狩猟者登録申請が必要。(狩猟税及び手数料も必要)(様式第28号)

※長崎県収入証紙の廃止に伴い、様式を改正しているため必ず新様式を使用すること。

### 7 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者に係る狩猟者登録についての注意事項

①許可証の写しにおいて、報告欄に捕獲等を行った内容が記載されているものに限り狩猟税の減免対象となることから、報告内容が未記載の場合は対象とならない。(ただし、未記載の理由が、捕獲作業を行ったが、捕獲実績が無かったため未記載となっている場合は、下記②に準じて別添2に捕獲作業を行った場所、日を記載したものを添付すれば減免の対象となる。)

②従事者証の写しにおいて、許可証の報告欄に当たる記載欄がないものについては、捕獲等を行った内容が記載された「従事者証とともに提出を要する捕獲等の結果を示す書面」が添付されていること。

③当該許可証または従事者証を既に返却しておりその写しを添付できない場合、許可者が発行した許可証または従事者証の内容を証明する書面が必要。(例のとおり)